

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度（案）

（目的）

第1条 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進などの職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し、広く紹介することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、ワークライフバランスの推進や労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

～略～

（認証要件）

第4条 知事は、申請者のうち、第2項から第6項のうちいずれか、及び第7項の要件を満たす企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」（以下「認証企業」という。）として認証するものとする。

2 次世代育成支援部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

～略～

3 介護部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

～略～

4 年次有給休暇について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

～略～

5 女性の活躍推進部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出て、適切に公表及び労働者への周知を行っていること。

(2) 女性活躍の状況に関する実績に係る下記の基準のうち、1つ以上の基準を満たしていること。

又は、基準を満たしていない場合であっても、直近の2事業年度連続でア～エの2つ以上の基準の実績が改善していること。

ただし、女性活躍推進法に基づき認定を受けた基準適合一般事業主についてはこの限りでない。

ア 直近の事業年度において、男女別の採用における競争倍率が同程度であること

イ 直近の事業年度において、女性労働者の平均勤続勤務年数が男性労働者の平均勤続勤務年数に対して7割以上であること

ウ 直近の事業年度において、労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、各月ごとにすべて45時間未満であること

エ 直近の事業年度において、管理職に占める女性の割合が、国が別に定める産業ごとの平均値以上であること

オ 女性の非正社員から正社員への転換などの多様なキャリアコースを設けており、直近の3事業年度内に1人以上の実績があり、かつ対象者が申請時に現に勤務していること

(3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりに関して、下記のいずれかの取組を行っていること。

ア 短時間勤務やフレックスタイム制、早出遅出勤務等の多様な働き方ができる制度の設置

イ 在宅勤務をはじめとしたテレワーク等の、時間や場所にとらわれない働き方ができる制度の設置

ウ 学校参観、通院の付き添い、乳幼児健診の受診等、短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度の設置（年次有給休暇を含む）

エ 知事が別に定める県が女性活躍推進に資する目的で政策的に実施する事業について、取組が認められる事業所

6 健康経営部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

～略～

以下 ～略～